

がけ崩れ防災対策事業について

「がけ崩れ防災対策事業」とは

がけ崩れによる災害の防止を図り、住民の生命財産の安全に寄与することを目的として、愛媛県から補助金の交付を受け、松山市が擁壁工事・法面工事を行います。

事業の対象箇所となる条件

- ・ 自然がけであること。
- ・ 急傾斜地の高さが5メートル以上。
- ・ 急傾斜地の傾斜度が30度以上。
- ・ 人家が1戸以上あること。
- ・ 新築後5年以上経過していること。
- ・ 隣接する関係者全員が工事に対して同意していること。
- ・ 分担金（事業費の5%）を負担可能であること。

事業対象箇所のイメージ図



お問い合わせ先

工事の申請が必要となるため、まずは現地調査に伺います。

松山市役所 道路河川整備課（ : 948 - 6838 ）